

監 査 報 告 書

学校法人 大阪夕陽丘学園

令和6年 5月 24日

理事長 山田 清 殿

学 校 法 人 大 阪 夕 陽 丘 学 園

監 事 澤井 俊治 (印)

監 事 杉本 典夫 (印)

私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人 大阪夕陽丘学園の令和5年4月1日から令和6年

3月31日までの、令和5年度の計算書類（財産目録を含む）及び財産の状況、並びに理事の業務執行

の状況について監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していることを認めます。
2. 収支計算書、貸借対照表（いずれも付属明細表を含む）及び財産目録並びに事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の財産及び経営の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 理事の業務執行に関する不正事項、または法令もしくは寄附行為に違反する事実は認められません。

以 上